

# 成年後見制度について

## 成年後見制度とは

認知症や知的障害などにより判断能力が十分でない人が、財産管理や日常生活でのさまざまな契約などを行うとき、判断がむずかしく不利益をこうむったり悪質商法の被害者となることを防ぎ、権利と財産を守り支援する制度です。

### 成年後見制度では、次のような法律行為が支援されます

#### 財産の管理など (財産管理)

本人の預貯金の管理、不動産などの処分、遺産分割など財産に関する契約などについての助言や支援。

#### 日常生活での 契約など (身上監護)

介護・福祉サービスの利用や医療・福祉施設への入退所の手続きや費用の支払など、日常生活にかかわってくる契約などの支援。

### 成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度という2つの制度があります

**法定後見制度** 判断能力が不十分な人が、今すぐ成年後見制度を利用

**任意後見制度** 判断能力のある人が、将来にそなえて後見人を決める

2つの制度は、利用する手順が違いますので、長柄町地域包括支援センター(TEL30 - 6000)や社会福祉法人千葉県後見支援センター(TEL043 - 204 - 6012) などへご相談下さい。

また、法定後見制度は利用する人の判断能力の程度に応じて、補助・保佐・後見の3つの制度に分けられています。

名称	法定後見制度 (判断能力が不十分な人)			任意後見制度 (判断能力のある人)
	後見制度	保佐制度	補助制度	任意後見制度
対象者 (利用者本人)	日常生活で判断能力が欠けているのが通常の状態の人	日常生活で判断能力が著しく不十分な人	日常生活で判断能力が不十分な人	判断能力がある人
支援する人	成年後見人	保佐人	補助人	任意後見人
仕事の内容	財産管理・身上監護	財産管理・身上監護	財産管理・身上監護	財産管理・身上監護
代理権	本人が行うすべての法律行為	本人の同意を得たうえで、家庭裁判所が定めた法律行為	本人の同意を得たうえで、家庭裁判所が定めた法律行為	本人との契約で定めた行為
同意権 取消権	日常生活に関する行為 以外のすべての行為(取消権のみ)	法律上定められた重要な行為	本人の同意を得たうえで、家庭裁判所が定めた法律行為	なし

日用品の購入(スーパーマーケットなどでの日用品の買い物など)その他日常生活に関する行為